

令和2年第2回 国東市議会臨時会 提出議案

承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市一般会計補正予算第8号)	P 1
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第3号)	P 3
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第2号)	P 5
承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号)	P 7
承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算 保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第1号)	P 9
承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号)	P 11
承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号)	P 13
承認 第8号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度国東市一般会計補正予算第1号)	P 15
承認 第9号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)	P 17
承認 第10号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例の一部改正)	P 29
承認 第11号	専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)	P 32
承認 第12号	専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険条例の一部改正)	P 34
承認 第13号	専決処分の承認を求めることについて(国東市介護保険条例の一部改正)	P 37
承認 第14号	専決処分の承認を求めることについて(国東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)	P 39
承認 第15号	専決処分の承認を求めることについて(国東市病院事業に係る料金条例の一部改正)	P 41
承認 第16号	専決処分の承認を求めることについて(物品購入契約の締結)	P 43
報告 第4号	債権放棄の報告について(訂正)	P 45

同意 第1号	教育委員会委員の任命について	P 4 7
同意 第2号	公平委員会委員の選任について	P 4 8
同意 第3号	監査委員の選任について	P 4 9

承認 1 6 件

報告 1 件

同意 3 件

計 2 0 件

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市一般会計補正予算第 8 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第 2 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算 保険事業勘定第 4 号 介護サービス事業勘定第 1 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度国東市一般会計補正予算第 1 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 2 年度国東市一般会計補正予算第 1 号について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 24 日

国東市長 三 河 明 史

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

国東市長 三河 明 史

## 専決処分書

国東市税条例等の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三河明史

### 国東市税条例等の一部を改正する条例

(国東市税条例の一部改正)

第1条 国東市税条例(平成18年国東市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に

改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を掲載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「、2分の1」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第17項を第26項とし、同項の前に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、「0」の次に「(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては0)」を加え、同項を同条第24項とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の前に次の1項を加える。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同項の前に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、第6項を削り、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の8項を加える。

3 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

5 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の4第1項中「初日の属する年の1月31日」の次に「(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)」を加え、同条第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年

度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 国東市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び

第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 国東市税条例等の一部を改正する条例(平成31年国東市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、国東市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年度4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

#### (4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中国東市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中国東市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中国東市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中国東市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の国東市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同

条第2項に規定する申告書について適用する。

- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の国東市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 国東市税条例等の一部を改正する条例(平成27年国東市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 国東市税条例等の一部を改正する条例(平成28年国東市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(国東市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 国東市税条例の一部を改正する条例(平成29年国東市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 国東市税条例等の一部を改正する条例(平成30年国東市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成

33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月1日

国東市長 三河明史

### 国東市税条例の一部を改正する条例

(国東市税条例の一部改正)

第1条 国東市税条例(平成18年国東市条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0)とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 国東市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合に、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

承認第 11 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例（平成 18 年国東市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 21 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附則第 7 項及び附則第 8 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項及び第 8 項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 12 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 12 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市国民健康保険条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月22日

国東市長 三河明史

### 国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険条例(平成18年国東市条例第150号)の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とし、附則第3項を附則第3条とし、附則第4項を附則第4条とし、同条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第5条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等といい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給付等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染

症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から市長が別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

承認第 13 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市介護保険条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市介護保険条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市介護保険条例の一部を改正する条例

国東市介護保険条例(平成18年国東市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「23,800円」を「19,000円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「23,800円」を「19,000円」に、「37,200円」を「31,800円」に改め、同条第5項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「23,800円」を「19,000円」に、「46,100円」を「44,500円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国東市介護保険条例第2条第3項から第5項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

承認第 14 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月1日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

国東市後期高齢者医療に関する条例(平成20年国東市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 大分県広域連合条例附則第7条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第 15 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市病院事業に係る料金条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市病院事業に係る料金条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

国東市病院事業に係る料金条例(平成20年国東市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(平成30年厚生労働省告示第43号)」を「(令和2年厚生労働省告示第57号)」に、「(平成30年厚生労働省告示第48号)」を「(令和2年厚生労働省告示第62号)」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

承認第 16 号

専決処分の承認を求めることについて(物品購入契約の締結)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

物品購入契約の締結について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 4 月 30 日

国東市長 三 河 明 史

- 1 契約の目的 令和 2 年度ふるさと応援マスク購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 49,500,000 円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅東 3-11-14 501 号  
株式会社 AS  
代表取締役 于 文航

報告第4号

債権放棄の報告について(訂正)

令和2年第1回定例会において報告した令和元年度債権放棄額に錯誤があったため、別紙のとおり訂正を議会に報告する。

令和2年5月14日提出

国東市長 三 河 明 史

【訂正前】

令和元年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課	債権名	放 棄 理 由												合計		
		第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号				
		「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」				
		件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	
1	建設課	市営住宅使用料等	1	1,165,270											1	1,165,270
合 計			1	1,165,270											1	1,165,270

【訂正後】

令和元年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課	債権名	放 棄 理 由												合計		
		第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号				
		「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」				
		件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	
1	建設課	市営住宅使用料等	1	1,152,970											1	1,152,970
合 計			1	1,152,970											1	1,152,970

同意第 1 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

住 所 国東市国見町

氏 名 ふくなが やすのぶ  
福永 泰信

生年月日

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 引地敏之委員の任期が、令和 2 年 5 月 18 日をもって満了するため、次期委員を任命する必要があるため提出する。

同意第 2 号

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 たけべ ひろし  
武部 洋史

生年月日

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 武部洋史委員の任期が、令和 2 年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるので提出する。

同意第 3 号

監査委員の選任について

監査委員に議員のうちから次の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 もり 森 まさじ 正二

生年月日

令和 2 年 5 月 14 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、新たに選任する必要があるため提出する。